5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi Nohara, Director of the Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the products to be rented : Ministry of Economy, Trade and Industry electricity market surveillance system new function addition 1 set

⑷　Delivery period : 31 March, 2020

⑸　Delivery place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :

①　Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

③　Have Grade A, B, C or D in the area of services in terms of a qualification for participating in tenders by Ministry of Economy, Trade and Industry (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021 ;

④　Are not the subject of ⓐan order prohibiting them from receiving subsidies from the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) ; ⓑan order prohibiting them from concluding contracts with METI ; or ⓒan order disqualifying them from bidding for METI projects conducted under the "designated bidder" system.

⑺　Date and time for tender explanation meeting : 14 : 00　17 June, 2019

⑻　Time-limit for verification documents : 12 : 00　31 July, 2019

⑼　Time-limit for tender : 12 : 00　27 August, 2019

⑽　Contact point for the notice : Takahiro Motoyama, Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry 1―3―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8901 Japan TEL 03―3501―1616

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年６月10日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　黒川純一良

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　調達件名及び数量　道路交通情報システム機能増設設備製造及び据付調整１式（電子調達システム対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書等による。

⑷　納入期限　令和２年３月20日

⑸　納入場所　大阪府大阪市城東区今福西２丁目12―35　大阪国道事務所他

⑹　入札方法　入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ又はＢ等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

⑶　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹　入札説明書を３⑶の交付方法により直接入手した者であること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑻　入札説明書に定める製造または納入のいずれかの実績があることを証明した者であること。

⑼　本件における部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ体制を確保することを誓約できる者であること。

3　申請書等及び入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
政府電子調達システム
https://www.geps.go.jp/
〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番44号大阪合同庁舎第１号館８階　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課購買第一係長　小田章二朗　ＴＥＬ06―6942―1141（内線2536）

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　上記３⑴の問い合わせ先に同じ

⑶　入札説明書の交付する場所及び方法　電子調達システムにより交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記３⑴に問い合わせること。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限、及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和元年７月10日16時00分

⑸　電子調達システムによる入札書の受領期限、及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限　令和元年８月20日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　令和元年８月21日10時00分　国土交通省近畿地方整備局入札室

4　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、上記３⑷の受領期限までに入札書類データ（申請書等）を上記３⑴に示すＵＲＬより、電子調達システムを利用して提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、上記３⑷の受領期限までに必要な申請書等を上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。